

手話言語及び情報コミュニケーションに関する 条例の素案について

1 要旨・目的

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保を目的とする「広島県手話言語条例」（仮称）と、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用の促進を目的とする「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」（仮称）の制定を目指して検討を進めており、この度、素案を取りまとめた。

2 現状・背景

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障害者の円滑な意思疎通や情報の十分な取得・利用が極めて重要であり、多様な障害特性に配慮した意思疎通支援や情報取得に関する施策を総合的に推進していく必要がある。

また、手話は、日本語とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語という性格を有するものの、過去には公教育において手話の使用が制約されてきた経緯もあり、手話についての理解促進や手話による意思疎通が行いやすい環境の整備が必要である。

こうした状況を踏まえ、障害者の情報保障の強化や手話言語の認識の普及等を通じて、社会全体の相互理解を促進し、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するため、手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例を制定する。

3 素案の概要

(1) 施行期日

令和7年11月1日（予定）

(2) 策定に当たっての考え方

令和4年法律第50号「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や、今年6月18日に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律」に加え、その他関係法令や策定済みの自治体条例等を研究しつつ、関係団体との意見交換や当事者、有識者、障害者団体等で構成する条例検討会議での計3回にわたる丁寧かつ慎重な議論を得て、条例素案を取りまとめた。

(3) 条例案の構成

次頁のとおり

4 スケジュール

- 7月中 パブリックコメントの実施
- 8月初旬 第4回条例検討会議
- 8月中旬 生活福祉保健委員会（パブコメ結果報告）
- 9月 9月定例会へ議案上程

5 その他（関連情報等）

○ 検討経緯

時期	条例検討会議	生活福祉保健委員会
2月		条例検討会議の設置を報告
3月	第1回（条例の制定形式等に関する意見聴取）	
4月		第1回検討会議の結果報告
5月	第2回（素案について意見聴取①）	
6月	第3回（素案について意見聴取②）	素案について説明

○ 広島県HP

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syuwa-joho.html>

（※ 条例検討会議の会議資料や議事概要などを掲載）

【条例の全体構成】

(1) 広島県手話言語条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
前文	条例を制定する趣旨
① 目的	条例を制定する目的
② 基本理念	・手話言語に対する理解の促進及び手話の普及 ・手話の使用及び習得に係る機会の確保
③ 言語としての手話の認識	・県による手話言語の認識に向けた啓発 ・県による言語としての手話文化の保存、継承及び発展 ・手話言語の認識に向けた県民への努力義務
2 施策内容	
④ 手話の習得の機会の確保	・乳幼児期から家族と共に手話を習得できる機会の確保に向けた県の努力義務 ・手話を習得できる機会の確保に向けた支援団体への努力義務
⑤ 学校に対する手話の習得機会確保へ支援	・手話を習得できる機会の確保に向けた県から学校への情報提供、技術的助言等の支援
⑥ 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援	・手話を習得できる機会の確保に向けた県から事業者への情報提供、技術的な助言等の支援
⑦ 推進体制	・条例の進捗状況の評価、施策を総合的に推進するための推進体制の整備
⑧ 財政上の措置	・県による必要な財政上の措置

(2) 広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
前文	条例を制定する趣旨
① 目的	条例を制定する目的
② 定義	条例で用いる言葉の定義 (障害者、意思疎通手段、意思疎通支援者)
③ 基本理念	・ 障害特性に応じた円滑な意思疎通の推進 ・ 障害者の情報の取得・利用の推進 ・ 適切な役割分担による支援の推進
2 責務・役割等	
④ 県の責務	・ 障害者の意思疎通や情報の取得・利用に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施
⑤ 市町の役割	・ 障害者の意思疎通や情報の取得・利用に関する施策の実施
⑥ 県民の役割	・ 基本理念の実現に向けた県民への努力義務 ・ 県の施策への協力や積極的な意見表明に関する障害当事者への努力義務
⑦ 意思疎通支援者及び関係団体の役割	・ 多様な意思疎通手段に関する県民の理解促進や県の施策への協力並びに障害者への支援に向けた意思疎通支援者及び関係団体への努力義務
⑧ 事業者の役割	・ 意思疎通及び情報の取得・利用への合理的配慮 ・ 県又は市町の施策への協力に向けた事業者への努力義務
3 施策内容	
⑨ 推進体制	・ 条例の進捗状況の評価、施策を総合的に推進するための推進体制の整備
⑩ 計画及び施策の策定・推進	・ 広島県障害者プランにおける施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標設定
⑪ 意思疎通手段等の普及・人材育成	・ 県による意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備等の取組
⑫ 啓発及び学ぶ機会の確保	・ あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段等についての啓発及び学ぶ機会の確保
⑬ 県政の情報の発信等	・ 障害の特性に応じた意思疎通手段による県からの情報の発信
⑭ 災害時等の情報発信等	・ 災害その他非常の事態における障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用に向けた必要な措置
⑮ 情報通信機器等の利用方法の習得等	・ 県による情報通信機器や情報通信技術等の活用に向けた講習会の実施、相談等の取組
⑯ 県と市町の連携	・ 県と市町の連携、条例の趣旨に合致した施策を実施に向けた県から市町への情報提供、技術的な助言等の支援
⑰ 学校教育の分野における環境の整備	・ 教育環境の整備に向けた県から学校への情報提供、技術的助言等の支援
⑱ 職場における環境の整備	・ 職場環境の整備に向けた県から事業者への情報提供、相談及び技術的な助言等の支援
⑲ 財政上の措置	・ 県による必要な財政上の措置

- 条例で定めようとする内容をわかりやすく示すとともに、意見交換をしやすくするため、検討段階ではあえて条文の形態を取らず、箇条書きにしている。

広島県手話言語条例（仮称）の素案

（前文）

手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された第 2 回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。

我が国もろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。また、広島県では、昭和 20 年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。

その後、障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。

令和 7 年に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」において、手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であり、手話に関する施策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項について定められたところである。

そのため、私達は、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図るとともに、手話施策推進法に基づく施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

1 目的

- この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「手話言語を必要とする者」という。）のほか、手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
- そのために、この条例で次の事項を定める。
 - ・ 言語としての手話の認識の普及
 - ・ 手話の習得の機会の確保

2 基本理念

- 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の使用及び習得に係る機会の確保が図られるよう推進する。

3 言語としての手話の認識

- 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。
- 県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずる。
- 県民は、手話を言語として認識し、手話を使う権利が尊重されるよう努める。

4 手話の習得の機会の確保

- 県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずる。
- 市町、障害者及び関係団体等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。

5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援

- 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

6 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援

- 県は、手話言語を必要とする者が勤務、又は勤務を予定する事業者に対し、手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

7 推進体制

- 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

8 財政上の措置

- 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る 施策の推進に関する条例（仮称）の素案

（前文）

全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。

そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること及び必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員として必要な意思疎通手段を自らの意思で選択し、支援を受けることにより、あらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことは、必要不可欠である。

このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に関する施策を総合的に推進し、障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段及び情報の取得・利用方法が十分に確保された環境整備や、県民の理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

1 目的

- この条例は、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。
- そのために、この条例で次の事項を定める。
 - ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する基本理念
 - ・ 県の責務や市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割
 - ・ 県の施策の基本となる事項

2 定義

- 障害者 障害者基本法に規定する障害者
- 意思疎通手段 言語（手話を含む）、文字の表示、文字言語、点字、触覚を使った触手話や手書き文字、指点字等の意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト、写真、図、ピクトグラムを使った表示、ジェスチャー、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、一つずつ順序立てた説明や、曖昧な言い方を避けた伝え方、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及びチェックリスト等の様式など、障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段
- 意思疎通支援者 障害者とその他の者における意思疎通の支援を行う者

3 基本理念

- 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深めることを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。
 - ・ 全ての障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われるよう推進すること。
 - ・ 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進する。

- ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進する。

4 県の責務

- 県は基本理念にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

5 市町の役割

- 市町は障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策を実施する。

6 県民の役割

- 障害の有無にかかわらず、全ての県民がこの条例の基本理念の実現に努める。
- 障害者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するとともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める。

7 意思疎通支援者及び関係団体の役割

- 意思疎通支援者及び関係団体は、次のことに努める。
 - ・ 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段についての県民等の理解の促進
 - ・ 県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援

8 事業者の役割

- 事業者は、
 - ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用への必要な配慮を行う。
 - ・ 県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に係る施策に協力するよう努める。

9 推進体制

- 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

10 計画及び施策の策定・推進

- 県は、前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定める。

11 意思疎通支援者の人材確保、養成等

- 県は、基本理念（第3条第2項）に掲げる分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずる。

12 啓発及び学ぶ機会の確保

- 県は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行う。

13 県政の情報の発信等

- 県は、あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段による情報発信ができるよう必要な措置を講ずる。

14 災害時等の情報発信等

- 県は、災害その他非常の事態において、障害者等が円滑な意思疎通や情報の取得利用ができ、過去に起こった大規模災害の教訓や障害者を取り巻く防災課題を踏まえた必要な措置を講ずる。

15 情報通信機器等の利用方法の習得等

- 県は、障害者が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行う。

16 県と市町の連携

- 県は、市町がその地域の実情に応じて、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。

17 学校教育の分野における環境の整備

- 県は、日常的に子供が必要とする教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。

18 職場における環境の整備

- 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、障害者が勤務する、又は勤務を予定している事業者に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。

19 財政上の措置

- 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。